

○海技資格及び海技試験等に関する達

平成2年1月31日

海上自衛隊達第3号

- 改正 平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達63条による改正〕
- 平成15年10月21日 海上自衛隊達第40号〔第1次改正〕 平成17年3月16日 海上自衛隊達第8号〔第2次改正〕 平成17年8月22日 海上自衛隊達第34号〔第3次改正〕 平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第49条による改正〕
- 平成20年3月31日 海上自衛隊達第28号〔第4次改正〕 平成20年4月30日 海上自衛隊達第36号〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達第27条による改正〕
- 平成23年4月1日 海上自衛隊達第11号〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達第29条による改正〕
- 平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号〔音響測定隊の編制等の細部に関する達附則14項による改正〕
- 平成29年11月30日 海上自衛隊達第30号〔海上自衛隊の使用する船舶の主要性能の調査に関する達等の一部を改正する達9条による改正〕
- 平成31年3月29日 海上自衛隊達第7号〔第5次改正〕

船舶の配員の基準に関する訓令(昭和60年防衛庁訓令第2号)第10条の規定に基づき、海技資格及び海技試験等に関する達を次のように定める。

海技資格及び海技試験等に関する達

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 海技資格

第1節 海技資格の付与についての上申(第3条)

第2節 海技資格の有効期間の更新(第4条—第10条)

第3節 海技資格の取消し又は停止(第11条)

第3章 海技試験

第1節 受験手続(第12条—第16条)

第2節 海技試験の実施(第17条—第27条)

第3節 受験資格のための乗船経歴(第28条—第30条)

第4章 海技審査委員会(第31条—第34条)

第5章 雑則(第35条—第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛官(支援船の運航、支援船の機関の運転又は支援船の操縦に従事するために採用された非常勤の隊員(以下「支援船隊員」という。)を含む。)の海技資格及び海技試験等の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訓令 船舶の配員の基準に関する訓令(昭和60年防衛庁訓令第2号)をいう。

- (2) 海技資格 訓令第2条第1項から第3項までに規定する運航1級、運航2級、運航3級及び運航4級並びに機関1級、機関2級、機関3級及び機関4級並びに操縦小型1級及び操縦小型2級の資格をいう。
- (3) 海技試験 訓令第7条に規定する海技試験をいう。
- (4) 海技審査委員会 訓令第9条に規定する中央海技審査委員会及び地方海技審査委員会の総称をいう。
- (5) 部隊等 海上幕僚監部並びに防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)をいう。

第2章 海技資格

第1節 海技資格の付与についての上申

(海技資格の付与についての上申)

- 第3条 海上幕僚長は、訓令第4条第1項、同条第2項又は同条第3項に該当する者について、海技審査委員会の委員長(以下「委員長」という。)から海技資格付与申請書(別記様式第1)の提出を受けたときは、海技資格の付与についての上申を行うものとする。
- 2 第1術科学学校長は、海曹士専修科小型船舶運航課程を修了した海上自衛官について、前項の申請書を当該者の海技資格及び海技試験に関する事務を担当する海技審査委員会(以下「担当海技審査委員会」という。)に通知するものとする。
 - 3 部隊等の長(クルーを置く部隊に所属する自衛艦の長を除く。)及びクルー長(以下「部隊等の長等」という。)は、訓令別表第2に規定する免許を受けた者がいるときは、第1項の申請書に海技免状の写しを添えて担当海技審査委員会に通知するものとする。

第2節 海技資格の有効期間の更新

(更新についての上申)

- 第4条 海上幕僚長は、海技資格の有効期間が満了する者について、委員長から海技資格有効期間更新申請書(別記様式第2)の提出を受けたときは、訓令第5条第2項の規定に基づき当該者に係る海技資格の更新について上申を行うものとする。
- (更新に関する事務)

- 第5条 海技資格の有効期間の更新に関する事務は、3等海尉以上の海上自衛官(以下「幹部」という。)については中央海技審査委員会において、准海尉以下の海上自衛官及び支援船隊員については地方海技審査委員会において、それぞれ行うものとする。
- (更新のための手続)

- 第6条 部隊等の長等は、海技資格の有効期間が満了する者がいるときは、海技資格有効期間更新調書(別記様式第3)及び海技資格有効期間更新調書付表(別記様式第4)を有効期間が満了する日の1年前から30日前までの間(以下「更新手続期間」という。)に、担当海技審査委員会に送付するものとする。ただし、海外出張、他省庁出向その他やむを得ない理由(次項において「海外出張等」という。)により更新のための手続を行うことが困難であると認められる者については、更新手続期間前においても、更新のための手続を行うことができる。

- 2 前項ただし書の場合においては、当該海外出張等の発令の日前1年以内に、更新のための手続を行うものとする。
- (更新のための審査)

- 第7条 海技資格の更新のための審査は、海技審査委員会において、送付された海技資格有効期間更新調書及び海技資格有効期間更新調書付表に基づいて、当該者が次条又は第10条の規定による更新のための乗船経歴又は知識及び経験を有するか否かについて行うものとする。
- (更新のための乗船経歴を有する者)

- 第8条 訓令第5条第3項第1号の規定に基づき海上幕僚長が定める乗船経歴を有する者

は、船舶の運航、機関の運転については、次の第1号から第4号に掲げる1以上の経歴(いずれも付与された海技資格の有効期間が満了する日以前5年以内のものに限る。)を通算して1年以上有する者とし、船舶の操縦については、次の第5号に掲げる経歴(付与された海技資格の有効期間が満了する日以前5年以内のものに限る。)を通算して1月以上有する者とする。

- (1) 艦長、艇長、船長、クルー長若しくは副長又は機関長として乗り組んだ経歴
- (2) 飛行科、補給科及び衛生科(次号において「飛行科等」という。)を除く各科に配置された者又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴
- (3) 飛行科等に配置された者で、航海中において、当直士官又は副直士官として乗り組んだ経歴
- (4) 海上部隊の司令官、司令、幕僚長、幕僚、副官その他の司令部勤務の者若しくは隊勤務の者又はこれらに準ずる者として乗り組んだ経歴
- (5) 基準排水量33.3トン未満の船舶の操縦に従事した経歴
(更新のための乗船経歴の期間の計算)

第9条 前条に定める乗船経歴の期間は、乗船発令日から起算し、海技資格の有効期間が満了する日の30日前又は離船発令日までを暦日に従って計算する。

2 前項の場合において、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に相当する日の前日をもって満了する。ただし、最後の月又は年に相当日がないときは、その月の末日をもって満了するものとする。

3 乗船期間が連続していない場合で、1月に満たない乗船日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない乗船月数は、合算して12月になるときは1年として計算する。

(更新のための知識及び経験を有する者)

第10条 訓令第5条第3項第2号の規定に基づき、第8条に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 海技資格の有効期間が満了する日以前5年以内に、次のアからウまでに掲げる1以上の業務について、別に定める職務に通算して1年以上従事した者。ただし、船舶の操縦については、ウに掲げる業務について、別に定める職務に通算して1月以上従事した者

ア 監察

イ 海技試験(口述試験の試験官の業務は1回を半年として換算する。)

ウ 防衛大学校又は海上自衛隊の学校若しくは教育訓練を任務とする部隊における船舶の運航、機関の運転若しくは船舶の操縦に関する教育又は訓練の指導

(2) 海技資格の有効期間の満了する日以前5年以内に、別に定める教育課程又は講習等を修了した者

(3) 海技資格の有効期間の満了する日以前1年以内に、別に定める資格更新のための講習を修了した者

第3節 海技資格の取消し又は停止

(資格の取消し又は停止についての報告)

第11条 部隊等の長等は、訓令第6条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、速やかに理由を付して海上幕僚長に報告しなければならない。

第3章 海技試験

第1節 受験手続

(受験手続)

第12条 部隊等の長等は、当該部隊等に所属する自衛官のうち、海技試験を受けようとする者について、海技試験受験者名簿を作成して、これを筆記試験開始日の60日前から30日前までの間(以下「受験手続期間」という。)に、中央海技審査委員会及び担当海技審査委員会

に送付するものとする。この場合において、海技試験を受けようとする者が、訓令別表第8の資格の欄に掲げる資格を有する者である場合には、海技試験受験者名簿に、次に掲げる書類を添えて、担当海技審査委員会に送付するものとする。

- (1) 海技免状の写し
 - (2) 修得単位証明書
 - (3) 乗船履歴証明
 - (4) 筆記試験に合格している者にあつては、国土交通大臣の交付した筆記試験合格証明書(第20条第1項において「筆記試験合格証明書」という。)
 - (5) 国土交通大臣の認定する認定海技免許講習機関で実施する上級航海英語講習又は上級機関英語講習を修了した者にあつては、当該上級航海英語講習の修了証明書又は当該上級機関英語講習の修了証明書(第20条第4項において「講習修了証明書」という。)
- 2 前項の海技試験受験者名簿の様式その他海技試験の受験手続に関する細目的事項は、海上幕僚監部人事教育部長から通知させる。

(受験資格等の審査)

第13条 受験資格等の審査は、担当海技審査委員会において、訓令第6条第3項及び第4項並びに訓令第8条の規定に基づき行うものとする。

- 2 前項の審査の結果、当該海技試験を受けることができない者又は受験資格を有しない者があるときは、委員長は、当該者にその旨を通知するものとする。

(受験者の異動)

第14条 部隊等の長等は、第12条第1項の規定により送付した海技試験受験者名簿に記載された者(以下「受験者」という。)が地方海技審査委員会の担当を異にして異動(以下「異動」という。)するときは、直ちにその旨を異動前の地方海技審査委員会に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた地方海技審査委員会は、当該受験者が前条に規定する審査に合格している場合には、その都度直ちに第12条第1項の規定により送付された書類を異動先の地方海技審査委員会に移送するものとする。

(受験地変更の届出)

第15条 部隊等の長等は、当該部隊等に所属する受験者について、艦船の行動その他の理由により受験地を変更する必要がある場合には、その旨を試験実施日の10日前までに担当海技審査委員会に届け出るものとする。

(海技試験の委託)

第16条 中央海技審査委員会又は地方海技審査委員会は、前条の届出を受けた場合には、海技試験の実施を当該海技審査委員会以外の海技審査委員会に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託する海技審査委員会は、受託する海技審査委員会に、委託する者の海技試験受験者名簿を送付するものとする。
- 3 海技試験の実施を受託した海技審査委員会は、試験の終了後速やかに筆記試験の答案又は口述試験判定表(別記様式第5)を担当海技審査委員会に送付するものとする。

第2節 海技試験の実施

(試験問題の作成等)

第17条 学科試験の問題は、中央海技審査委員会が作成し、地方海技審査委員会に配布するものとする。

- 2 海上幕僚長は、学科試験の合格基準その他必要な事項を、海技審査委員会に指示する。

(部隊等の長等の協力)

第18条 委員長は、学科試験の実施に関し、部隊等の長等に対して試験場の設置、監督者及び試験官の派出等必要な協力を求めることができる。

- 2 前項の協力を求められた部隊等の長等は、特別の事情のない限りこれに応じるものとする。

る。

(海技試験の区分)

第 19 条 海技試験は、定期海技試験と臨時海技試験の 2 種類とし、定期海技試験は年 2 回行う。

2 臨時海技試験においては、学科試験の一部を省略することができる。

(筆記試験の免除)

第 20 条 受験者が訓令第 7 条第 3 項又は第 4 項に該当する場合のほか、部隊等の長等が第 12 条第 1 項の規定により送付した海技試験受験者名簿に記載されている受験者のうち、筆記試験合格証明書が添付されている受験者については、当該筆記試験合格証明書に対応する筆記試験を免除する。

2 訓令第 7 条第 5 項に規定する講習を修了した者については、当該講習を修了した日から海上自衛隊を退職する日の前日までの間筆記試験を免除する。

3 前項の講習の実施の細部については、別に定める。

4 部隊等の長等が第 12 条第 1 項の規定により送付した海技試験受験者名簿に記載されている受験者のうち、講習修了証明書が添付されている受験者については、運航 2 級又は機関 2 級の筆記試験のうち、英語を免除することができる。

(試験場の設置)

第 21 条 委員長は、学科試験の実施に当たっては、受験者数、試験場の収容能力等を考慮して適当な試験場を設置するものとする。

(筆記試験の監督者)

第 22 条 筆記試験の実施に当たっては、おおむね受験者 50 名につき 2 名の割合で監督者を置くものとする。

2 監督者は、海技審査委員会の委員(以下「委員」という。)、又は海技審査委員会が適当と認める幹部をもつて充てる。

3 監督者は、海技審査委員会の指示を受け試験場において受験者の監督、問題の配布等に当たるものとする。

4 監督者は、不正行為を行う者があるときは、これを海技審査委員会に報告し、また必要と認めるときは、その者の受験を停止させるものとする。

(口述試験)

第 23 条 口述試験は、訓令第 8 条第 1 項に規定する受験資格を有し、かつ、筆記試験に合格した者に対して行う。

2 口述試験は、3 名以内を 1 組とする受験者に対し試験官 2 名をもつて行うのを標準とする。

3 試験官は、委員又は海技審査委員会が委員と同等以上の知識及び経験を有すると認める者(海上自衛官にあつては、運航 1 級又は機関 1 級の海技資格を有し、かつ、3 等海佐以上の者に限る。)をもつて充て、委員長がその都度指名する。

4 試験官は、各問題ごとに示された採点基準により採点し、結果を口述試験判定表に記入する。

(身体検査)

第 24 条 受験者のうち、口述試験を受けようとする者は、受験手続期間終了の日前 1 年以内に海技試験身体検査合格証明書(別記様式第 6) 検査項目欄に掲げる検査を受け、その結果について、医師である隊員(以下「医官」という。)の証明を受けなければならない。ただし、受験手続期間終了の日前 1 年以内に定期的健康診断を受診している場合には、その結果について、当該受験者の身体歴の整備保管責任者が証明することをもつて、検査の結果の証明に代えることができる。

2 部隊等の長等は、受験者のうち、前条の口述試験を受けようとする者があるときは、海技

試験身体検査合格証明書を口述試験実施日の10日前までに担当海技審査委員会に送付するものとする。

3 第1項の規定は、第6条に規定する更新のための手続を行う場合に準用する。

(合格者の決定等)

第25条 合格者の決定は、海技試験の結果に基づいて海技審査委員会において行う。

2 口述試験の実施後に異動した受験者の合格の決定及び当該者に係る第3条第1項に規定する海上幕僚長への海技資格付与申請書の提出は、異動前の海技審査委員会において行う。

(試験問題等の保管)

第26条 試験問題及び答案の保管は、海技審査委員会において厳重に行うものとする。

2 答案、口述試験判定表及び海技試験身体検査合格証明書の保存期間は、試験実施日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年とする。

(試験結果の無効)

第27条 委員長は、不正行為を行つた受験者の試験結果を無効とする。

第3節 受験資格のための乗船経歴

(受験資格として必要な乗船経歴)

第28条 訓令別表第5、別表第6及び別表第7に規定する受験資格に該当する船舶の運航及び機関の運転に従事した乗船経歴は、次の各号に掲げる乗船経歴をいう。ただし、同一期間の経歴が次の各号に掲げる乗船経歴に同時に該当する場合にあつては、いずれか一方の乗船経歴とする。

(1) 船舶の運航に従事した乗船経歴

ア 艦長、艇長、船長、クルー長若しくは副長又は航海中において当直士官若しくは副直士官として勤務する者として乗り組んだ経歴

イ 機関科、飛行科、補給科及び衛生科を除く各科に配置された者(電信員及び電子整備員を除く。)又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴

(2) 機関の運転に従事した乗船経歴

ア 機関長若しくは機関士又は航海中において機関室副直士官として勤務する者として乗り組んだ経歴

イ 機関科に配置された者又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴

2 海上部隊の司令官、司令、幕僚長、幕僚(機関の運転に関する幕僚を除く。)、副官その他の司令部勤務の者若しくは隊勤務の者又はこれらに準ずる者として乗り組んだ経歴は、前項第1号に掲げる乗船経歴とみなす。

3 機関の運転に関する幕僚又はこれに準ずる者として乗り組んだ経歴は、第1項第2号に掲げる乗船経歴とみなす。

(受験資格のための乗船経歴の期間の計算)

第29条 第9条の規定は、前条の乗船経歴の期間の計算について準用する。この場合において、第9条中「海技資格の有効期間が満了する日の30日前」とあるのは「筆記試験開始日の30日前」と読み替えるものとする。

(異なる乗船経歴の合算)

第30条 1の海技資格について、訓令別表第5及び第7の経歴中期間の欄に掲げる必要な乗船期間に達しない2以上の異なる経歴を有するときは、それぞれの期間の欄に掲げる最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の経歴に換算して、これを通算することができる。

2 1の海技資格について、訓令別表第8の経歴の欄に掲げる必要な乗船期間に達しない経歴は、同別表第5の経歴中期間の欄に掲げる必要な乗船期間に達しない経歴に通算することができる。

第4章 海技審査委員会

(海技審査委員会の事務)

第 31 条 海技審査委員会は、訓令及びこの達の定めるところにより次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 海技資格に関すること。
- (2) 海技試験に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、海技審査委員会の運営に関して必要とする事項
(委員長及び委員)

第 32 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員は議事に参加するほか、この達及び委員長の命ずるところにより会務を分担するものとする。
- 3 委員長は、委員の交替を必要と認めるときは、速やかに海上幕僚長に報告するものとする。
(庶務)

第 33 条 海技審査委員会の庶務は、中央海技審査委員会にあつては海上幕僚監部人事教育部人事計画課において、地方海技審査委員会にあつては地方総監部管理部人事課において、それぞれ行う。

- 2 海上自衛隊東京業務隊は、中央海技審査委員会の事務に関し、海上幕僚監部人事教育部人事計画課を支援する。
(議事)

第 34 条 海技審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 海技審査委員会の議事は、訓令第 9 条第 4 項第 1 号又は第 5 項第 1 号に該当する委員 1 名以上及び同条第 4 項第 2 号又は第 5 項第 2 号に該当する委員 1 名以上を含む 4 名以上の参加がなければ議決することができない。
- 3 海技審査委員会の議事は、議事に参加した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 5 章 雑則

(海技資格の付与等の通知)

第 35 条 委員長は、海技資格を付与された者、海技資格の有効期間の更新を認められた者、海技資格を取り消され、若しくは停止された者、筆記試験のみに合格した者及び筆記試験の一部の試験科目が基準点に達した者について、それぞれの所属する部隊等の長等に通知する。
(異議の申立て)

第 36 条 海上自衛官は、海技資格の付与、更新、取消又は停止について異議があるときは、部隊等の長等に申し立てることができる。

- 2 部隊等の長は、前項の異議の申立てがあり、必要と認めるときは、担当海技審査委員会の意見を得て、海上幕僚長に上申するものとする。
(試験結果等の記録及び保管)

第 37 条 受験者の学科試験成績、身体検査の判定及び資格の付与に関する事項は、海技審査委員会において保管しなければならない。
(委任規定)

第 38 条 この達の実施に関し必要な細部事項は、海技審査委員会が定める。

附 則

- 1 この達は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 海技審査委員会の運営等に関する達(昭和 38 年海上自衛隊達第 89 号)は、廃止する。
附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕
この達は、平成 10 年 12 月 8 日から施行する。
附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、平成 15 年 10 月 21 日から施行する。

附 則〔第 2 次改正による附則〕

この達は、平成 17 年 3 月 16 日から施行する。

附 則〔第 3 次改正による附則〕

この達は、平成 17 年 8 月 22 日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式(この達の第 30 条による改正前の様式を除く。)の用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成 20 年 4 月 30 日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編成等の細部に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の使用する船舶の主要性能の調査に関する達等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則〔第 5 次改正による附則抄〕

(施行期日)

1 この達は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

(海技試験受験願書に関する経過措置)

2 この達の施行日前にこの達による改正前の海技資格及び海技試験等に関する達第 12 条の規定に基づき提出した海技試験受験願書(甲)、海技試験受験願書(乙)及び海技試験受験願書(丙)については、なお従前の例による。

(海技資格付与申請書、海技資格有効期間更新申請書、海技資格有効期間更新調書及び海技資格有効期間更新調書付表に関する経過措置)

3 この達の施行の際現にこの達による改正前の海技資格及び海技試験等に関する達第 3 条第 1 項に規定する別記様式第 1 に掲げる事項を記載した海技資格付与申請書、第 4 条に規定する別記様式第 2 に掲げる事項を記載した海技資格有効期間更新申請書、第 6 条に規定する別記様式第 3 に掲げる事項を記載した海技資格有効期間更新調書及び同条に規定する別記様式第 4 に掲げる事項を記載した海技資格有効期間更新調書付表は、この達による改正後の海技資格及び海技試験等に関する達第 3 条第 1 項に規定する別記様式第 1 に掲げる事項を記載した海技資格付与申請書、第 4 条に規定する別記様式第 2 に掲げる事項を記載した海技資格有効期間更新申請書、第 6 条に規定する別記様式第 3 に掲げる事項を記載した海技資格有効期間更新調書及び同条に規定する別記様式第 4 に掲げる事項を記載した海技資格有効期間更新調書付表とみなす。

(様式の用紙に関する経過措置)

4 この達の施行の際現に存するこの達による改正前の海技資格及び海技試験等に関する達別記様式第 1 から別記様式第 4 までの様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

別記様式第1（第3条、第25条関係）

発簡番号
年 月 日

殿

発簡者名

印

海技資格付与申請書

付与されるべき海技資格	所属	階級	氏名	認識番号 (下6桁)	記事

注：記事欄には、海技試験回次、海曹士専修科小型船舶運航課程期別、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条又は第23条の3に規定する免許の資格（取得年月日を含む。）を記載する。

（A4判）

別記様式第2 (第4条関係)

発簡番号
年 月 日

殿

発簡者名

印

海技資格有効期間更新申請書

保有資格 (付与年月日)	所属	階級	氏名	認識番号 (下6桁)	記事

(A4判)

別記様式第3 (第6条、第7条関係)

発簡番号
年 月 日

殿

発簡者名

印

海技資格有効期間更新調書

保有資格 (付与年月日)	所属	階級	氏名	認識番号 (下6桁)	更新根拠

注：更新根拠欄には、海技資格有効期間更新調書付表（別記様式第4）の「更新根拠」に該当する番号を「1」、「2-（1）」、「2-（2）」、「2-（3）」と記入する。

(A4判)

別記様式第4（第6条、第7条、第24条関係）

海技資格有効期間更新調書付表

更新根拠

保有資格 (付与年月日)	所属 (異動年月日)	階級 (昇任年月日)	ふりがな氏名 (認識番号下6桁)
(前回更新年月日)			
(. .)			
(. .)	(. .)	(. .)	(.)

検査項目	合格基準	検査結果	判定
視力 (5メートルの距離で万国視力表による。)	視力(矯正視力を含む。)が两眼共に0.6以上であること。	右 左	合 否
弁色力 (機関1級から機関4級までの資格についての試験にあっては行わない。)	色盲又は強度の色弱でないこと。		合 否
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。	右 左	合 否
眼疾患の有無	眼疾患があっても軽症で勤務に支障を来たさないと認められること。		合 否
疾病の有無及び体格	疾病又は身体の故障があっても軽症で勤務に支障を来たさないと認められること。		合 否

身体検査又は定期の健康診断の実施年月日 年 月 日

医官官職氏名 印
(身体歴の整備保管責任者官職氏名) 印

注：1 更新手続期間終了の日前1年以内に実施した身体検査又は定期の健康診断の結果が証明されているものを有効とする。
2 第24条第2項ただし書の規定を適用する場合は、身体歴の整備保管責任者の官職氏名を記入し、押印するとともに、判定医官官職氏名「(押印省略)」を併記する。

1. 海技資格の有効期間の更新のために乗船経歴を有する者（運航、機関、操縦とも共通）

艦船名	基準排水量	配置	乗船期間	年月数	記事	照合
			. . ~ . .	•		
			. . ~ . .	•		
			. . ~ . .	•		
計				•		

注 艦船名欄には、クルーを置く部隊においてクルーに所属する者は、クルーに発令されている全期間分を、クルーとして乗船する全艦船名を併記して記入する。

2. 乗船経歴を有する者と同等以上の知識及び経歴を有する者

(1) 別に指定する業務に通算して1年（操縦については1月）以上従事した者

部隊等名	配置	勤務期間	年月数	記事	照合
		. . ~ . .	•		
		. . ~ . .	•		
		. . ~ . .	•		

(2) 別に指定する教育訓練又は講習を修了した者

課程又は講習名	受講等期間	記事	照合
	. . ~ . .		

(3) 海技資格更新講習を受講した者

保有資格	受講地	受講年月日	委員証明印

(A 4判)

別記様式第5（第16条、第23条、第26条関係）

口 述 試 験 判 定 表

試験官氏名 _____ ㊟

試験回次 _____

試験場 _____

試験区分 _____

出題順	所属・ 階級 氏名	科目		科目		科目	
		問題番号	得点	問題番号	得点	問題番号	得点
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
合計得点							
判定 (得点率及び 合否)		合	% 否	合	% 否	合	% 否

- 注：1 得点記入後「注意」とする。
 2 各試験官が、それぞれ受験者1組について1枚ずつ作成する。
 3 判定の項は、海技審査委員会で記入する。

(A 4判)

別記様式第6（第24条、第26条関係）

海技試験身体検査合格証明書

受験資格	所属配置 (異動年月日)	階 級 (昇任年月日)	ふりがな 氏 名 (認識番号下6桁)
	(. .)	(. .)	()

身 体 検 査			
検査項目	合 格 基 準	検査結果	判 定
視 力 (5メートルの距離で万国視力表による。)	視力(矯正視力を含む。)が両眼共に0.6以上であること。	右 () 左 ()	合 否
弁 色 力 (機関1級から機関4級までの資格についての試験にあっては行わない。)	色盲又は強度の色弱でないこと。		合 否
聴 力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。	右 左	合 否
眼疾患の有無	眼疾患があっても軽症で勤務に支障を来たさないと認められること。		合 否
疾病の有無及び体格	疾病又は身体の故障があっても軽症で勤務に支障を来たさないと認められること。		合 否

身体検査又は定期の健康診断の実施年月日

年 月 日

医官官職氏名

印

(身体歴の整備保管責任者官職氏名)

印

注：1 受験手続期間終了の日前1年以内に実施した身体検査又は定期の健康診断の結果が証明されているものを有効とする。

2 第24条第2項ただし書の規定を適用する場合は、身体歴の整備保管責任者の官職氏名を記入し、押印するとともに、判定医官官職氏名「(押印省略)」を併記する。